

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

「八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業について、公募型プロポーザル方式により業務を実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

平成 31 年 3 月 4 日

八千代市長 服 部 友 則

1 事業の概要

(1) 事業名

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業

(2) 事業の場所

八千代市立小学校 22 校，中学校 11 校

(3) 事業目的

八千代市（以下「市」という。）では、夏季の気温上昇による児童・生徒の体調管理への配慮や、学習環境の向上のため、小・中学校の普通教室等に空調設備を整備します。

また、既存の空調設備の老朽化が進んでいることから、設置後一定期間を経過した空調設備についても更新を行います。

本事業の実施にあたっては、民間事業者の技術的能力や創意工夫を取り入れることで、早期・一斉に、また、維持管理まで見据えた整備を実現するとともに、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的としています。

(4) 事業概要

市は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備(以下「空調設備」という。)等を、市内の小学校 22 校，中学校 11 校計 33 校（以下「対象校」という。）の普通教室，特別教室等に新規整備，及び設置後一定期間を経過した空調設備を更新するため、本事業を実施する事業者自らの資金で空調設備等の設計，施工，工事監理業務を行ったのち，空調設備等の所有権移転業務により市に所有権を移転し，維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものです。

また，既に空調設備が導入されている教室の中で市が指定する教室に対し，空調設備等の維持管理並びにこれに付随し，関連する全ての業務を行うものです。

(5) 事業方式の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものとし、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

(6) 事業期間

事業契約締結日（平成 31 年（2019 年）8 月中旬から 9 月上旬予定）の翌日から、平成 45 年（2033 年）3 月 31 日まで

(7) 提案上限額

2,195,616,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

2 事業範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、八千代市立小中学校の普通教室、特別教室及び管理諸室への新規整備 632 教室と設置後一定期間を経過した空調設備の更新 39 教室における空調設備の設計、施工、工事監理、空調設備の市への所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移転等、及びこれらに付随し、関連する一切の業務、並びに既に空調設備が導入されている教室の中で市が指定する 155 教室については、空調設備等の維持管理並びにこれに付随し、関連する全ての業務を行うものとします。

※ 詳細については、「八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 PFI 事業募集要項」及び「同要求水準書」を参照してください。

3 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加するものは、以下の参加資格要件を満たすものとします。

※ 詳細については、「八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 PFI 事業募集要項」及び「同要求水準書」を参照

(1) 応募者の参加資格要件（共通）

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）及び八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）第 124 条第 1 項に該当する者でないこと。

(イ) 八千代市指名業者選定事務取扱要領（平成 5 年 7 月 1 日施行）第 2 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。

(ウ) 八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 5 日施行）による指名停止を受けていないこと。

- (e) 八千代市建設工事等暴力団排除措置要領（平成 11 年 11 月 15 日施行）に定める指名除外を受けていないこと。
- (f) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過した者または本実施要領公開日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていないもの。
- (g) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (h) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (i) P F I 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (k) 本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者でないこと。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます。

本事業に係る支援業務に関与した者は、次のとおりです。

- ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門 5 丁目 11 番 2 号）
- ・ 株式会社東畑建築事務所
（所在地：大阪市中央区高麗橋 2 丁目 6 番 10 号）
- ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
（所在地：大阪市中央区北浜 2 丁目 5 番 23 号）

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各事業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとします。

- (7) 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業・協力企業の要件
 - 次の要件を全て満たす構成企業若しくは協力企業を少なくとも 1 社含めること。
 - a 平成 30・31 年度八千代市競争入札参加資格者名簿(測量・コンサルタント)に搭載されていること。
 - b 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - c 平成 20 年度以降に、完成済み室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500m² 以上の空調設備の設計の元請としての実績を有していること。

(イ) 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の所有権移転後移設等業務」を行う構成企業の要件

次の要件を全て満たす構成企業を少なくとも1社含めること。

- a 平成 30・31 年度八千代市競争入札参加資格者名簿(建設工事)に管工事又は電気工事で等級格付 A・B で登載されていること。
- b 建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事又は電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c 平成 20 年度以降に、完成済み室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500m² 以上の空調設備の施工の元請としての実績を有していること。

(ロ) 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業・協力企業の要件

次の要件を全て満たす構成企業若しくは協力企業を少なくとも1社含めること。

- a 平成 30・31 年度八千代市競争入札参加資格者名簿(測量・コンサルタント)に登載されていること。
- b 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- c 平成 20 年度以降に、完成済み室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500m² 以上の空調設備の工事監理の実績を有していること。

(ハ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件

次の要件を全て満たす構成企業を少なくとも1社含めること。

- a 平成 30・31 年度八千代市競争入札参加資格者名簿に登載されていること
- b 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式及び空調方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- c 平成 20 年度以降に連続して 5 年以上の期間、完成済み室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500m² 以上の空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

4 参加申込に関する事項

提出書類の詳細は、「様式集」の提出書類一覧表及び記載要領を参照してください。

(1) 参加表明及び参加資格確認申請等

① 受付期間

平成 31 年 3 月 29 日（金）10 時から 17 時まで

② 提出方法

八千代市教育委員会 教育総務課へ持参してください。

(2) 事業提案書及び見積書等

① 受付期間

平成 31 年 5 月 10 日（木）から平成 31 年 5 月 17 日（木）17 時まで

② 提出方法

八千代市教育委員会 教育総務課へ持参してください。

5 審査方法

(1) 資格審査

応募者が参加資格要件を満たしているかどうかを審査します。

(2) 事業提案審査

提案された見積書及び事業提案書等の内容を審査します。

審査に当たっては、応募者によるプレゼンテーション及び八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る事業者選定委員会によるヒアリングを実施します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、平成 31 年 5 月下旬から 6 月上旬に実施を予定しています。

6 契約方法

- ・ 市と優先交渉者は、基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結するものとします。
- ・ 市と優先交渉者は、基本協定締結後、提出された事業提案書、提案プレゼンテーションの内容、及び事業仮契約書(案)に基づき、契約の内容について協議を行い、随意契約により仮契約を締結します。
- ・ 仮契約は、八千代市議会で議決を経たのち、本契約になります。
- ・ 優先交渉者との協議において、市と優先交渉者の双方での合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとします。
- ・ 契約手続きは、八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）等に定めるところにより行います。

なお、契約締結後において、受託者に本提案における失格事由（募集要項「4 応募者の備えるべき参加資格要件」に掲げる要件を一つでも満たさないことをいいます。）、不正又は虚偽記載を認められる行為が判明した場合は、市は契約を解除できるものとします。

7 プロポーザルにおける言語、通貨及び単位

- ・ 言語 : 日本語
- ・ 通貨 : 日本国通貨
- ・ 単位 : 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく単位

8 その他

プロポーザル手続きの詳細は、「八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整PF
I 事業募集要項」によります。

9 問合せ先

担当部署	八千代市 教育委員会 教育総務課
担当者	小川, 平野
住所	〒276-0045 千葉県八千代市大和田 138-2
電話	047-481-0300
FAX	047-486-3199
E-mail	kyousoumu.kucho.pfi@city.yachiyo.chiba.jp